

令和7年1月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 神奈川企画 (法人番号: 8020002049613) 代表者 伊藤 美津男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町704 (本社営業所) 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町703
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いのある当該事業者に対し、令和6年11月25日、同年12月19日に監査を実施した結果、法令違反を確認し、早急に是正するよう指導した。 是正を確認するため、令和7年1月20日、指摘事項確認監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(8)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(10)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

※「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定する「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。